

GATE 光 契約約款

第1条（契約の成立）

1. 契約者は、この申込書（以下「本申込書」といいます）をスターティア株式会社（以下「当社」といいます）に提出する方法により、光コラボレーションサービス「GATE 光」（以下「本サービス」といいます）の利用契約（以下「本契約」といいます）の申込を行います。当社が承諾の意思を契約者に発信したことをもって本契約の成立とします。
2. 当社は本契約の申込を拒絶することができます。この場合、当社は契約者に対して拒絶理由を示す必要はありません。
3. 当社は、電気通信事業法の要請がある場合においては、契約成立後の契約書面を手渡し又は電子メール等の電磁的な方法にて交付するものとします。

第2条（本契約約款の変更）

1. 当社は、改訂日の1か月前までに当社のホームページ上で告知することにより、本契約約款を変更することができるものとします。ただし、本契約約款の変更の内容が誤字や脱字の修正等の軽微な変更、又は申込者の一般の利益に適合するような内容である場合、当社は直ちに本契約約款を変更することができるものとします。
2. 申込者が本契約約款の変更に同意できないときは改訂日までに当社に申し出ることでより本契約を将来に向かって、解除することができるものとします。なお、当該解除が第10条第2項に定める最低利用期間内であっても、契約者は、違約金を支払うことを要しないものとします。
3. 前項の契約者による申出がない場合、契約者は本契約約款の変更に同意したものとみなします。

第3条（NTTの各種規約の遵守）

契約者は、本サービスに関連するNTTの各種規約を遵守するものとします。

URL：

NTT 東日本

<https://www.ntt-east.co.jp/tariff/>

NTT 西日本

<http://www.ntt-west.co.jp/tariff/yakkan/>

第4条（お申込種別）

本サービスのお申込種別には、新規と転用があります。

- (1) 新規とは、アクセスサービスの回線を新設することをいいます。
- (2) 転用とは、NTTの既存のフレッツ光から移行することをいいます。

第5条（転用）

1. 契約者は当社に対して、契約者本人名義のフレッツ光に限り転用を申し込むことができるものとします。
2. 契約者がNTTにてひかり電話を利用している場合は、フレッツの転用と同時にひかり電話も当社に移行されるものとします。

第6条（転用承認番号申込に必要な情報の開示）

1. お申込種別が転用の場合、契約者は当社に対して、NTTより転用承認番号を取得するために必要な情報（以下「転用承認情報」といいます）を提供するものとします。
2. 契約者が転用承認情報を当社に提供しない場合、又は提供した転用承認情報が誤っていた場合は、本サービスの申込手続きが完了しないことをここに確認します。本サービスの申込手続きが完了しないことにより契約者が損害を被ったとしても、契約者は当社に対して異議を申し立てることができず、責任を追及することもできないものとします。
3. 契約者は、当社より転用承認情報の訂正等を求められたときは、これに協力するものとします。

第7条（本サービスの利用料金）

1. 当社は契約者に対して、毎月本サービスの利用料金を算出し、本サービスの利用月の翌々月に請求書を送付するものとします。
2. 契約者が第4条のお申込種別（1）新規にて本サービスを申し込んだ場合は、新規回線の引き込みのための工事費を支払うものとします。
3. NTTにてBフレッツを利用している契約者が本サービスを申し込んだ場合は、Bフレッツからフレッツネクストへ切り替えてからの転用となります。契約者は、Bフレッツからフレッツネクストへの切り替えに伴い発生する事務手数料、（一括払い）、派遣料（一括払い）及び工事費（月額払い）を別途負担するものとします。
4. 契約者は、原則として請求書発行の翌月5日（金融機関休業日の場合は翌営業日）に、各月の本サービスの利用料金を金融機関の契約者本人名義の預金口座から自動振替する方法により支払うものとします。契約者はかかる本サービスの利用料金の支払いのため、別途、預金口座振替申請を提出すること、及び、預金口座振替申請書に不備事項があった場合はこれを遅滞なく補正することに協力するものとします。なお、契約者は、自動振替の申請からの登録の完了まで1ヶ月程度を要することについて、予め承諾するものとします。
5. 前項にもかかわらず、契約者が銀行振込により本サービスの利用料を支払うときは、当社の発行する請求書に記載の支払期日までにこれを支払うものとします。なお、この場合の振込手数料は契約者の負担とします。

第8条（権利・義務の譲渡の禁止）

契約者は、本契約に基づき発生する権利・義務を第三者に譲渡、転貸、質入等の処分をすることができないものとします。

第9条（本サービスの停止）

1. 契約者が第14条1項の各号のいずれか又は同条第2項に該当するときは、当社は本サービスを停止することができるものとします。
2. 前項の停止により契約者に損害等が発生したとしても、当社は一切の責任を負わないものとします。

第10条（本契約の変更、中途解約）

1. 契約者が利用する本サービスの種類を変更しようとするときは、当社所定の手続により、当社に変更を申し出るものとします。ただし、当社は、変更を承諾しないことができるものとします。
2. 本サービスの最低利用期間は本サービスの役務提供開始日から24ヶ月を経過する日までとします。
3. 契約者が、本契約を中途解約するときは、当社に解約届を提出するものとします。
4. 契約者が最低利用期間内に前項の手続きにより本契約を解約する場合、又は、本契約に違反するなどして当社より契約を解除された場合は、お客様ID毎に解約違約金10,000円（税抜）が発生するものとします。
5. 契約者が、光コラボレーションを提供している他の事業者への事業者変更を行うときは、前項の解約違約金に加えてお客様ID毎に3,000円（税抜）の事業者変更手数料が発生するものとします。
6. 当社は、解約日の翌々月末日までに、契約者に対して解約違約金等の請求書を発行するものとします。契約者は、請求書の発行日の翌月5日（金融機関休業日の場合は翌営業日）に預金口座からの自動引き落としにより、解約違約金等を当社に支払うものとします。
7. 当社は契約者に対して3ヶ月以上前に書面にて告知することにより本契約を解約することができるものとします。

第11条（NTTフレッツ光への再移行について）

契約者が、本サービスへの転用後にNTTのフレッツ光に再移行するときは、以下の各号についてあらかじめ承諾するものとします。

- (1) 本契約を解約してNTTと新たな契約を締結する必要があること
- (2) お客様ID及びひかり電話の電話番号を継続して使用することができず、NTTから、新たなお客様ID及びひかり電話番号が割り当てられること
- (3) 解約の時期によっては契約者に違約金が発生する可能性があること

第12条（第三者のサービス・商品に関する責任）

当社は、本サービスに関連してお客様が第三者と契約するサービス・商品に関する作業（通信機器の設定作業その他当該第三者のサービス・商品を利用できる状態にする作業を含みますが、これに限りません。）を実施する責任を負わず、並びに当該作業又は当該サービス・商品の利用に伴い発生する損害について責任を負いません。

第 13 条（初期契約解除制度）

1. 本サービスは、電気通信事業法第 26 条の 3 に定める初期契約解除制度の対象役務です。ただし、法人契約の場合は、同法の規定により、初期契約解除制度は適用されません。
2. 本サービスの初期契約解除制度の適用対象の契約者（以下「対象契約者」という）は、自己の都合のみによる場合であっても、契約書面の受領日から起算して 8 日以内に、書面により申し出ることにより、利用契約を解除することができるものとします。
3. 万が一、対象契約者が当社より初期契約解除制度に関して不実のことを告げられ、その内容が事実であると誤認したときは、前項の期間内に初期契約解除を行わなかった場合であっても、当社より改めて初期契約解除できる旨記載された契約書面を受領した日から起算して 8 日以内に、前項の手続きを行うことにより、利用契約を解除することができるものとします。
4. 本条に基づく利用契約の解除は、対象契約者が書面で解除通知を当社に発送したときに効力を生じます。
5. 対象契約者が本条に基づき利用契約を解除した場合は、前条の解約違約金は発生しません。ただし、この場合においても、対象契約者は、次の各号を当社に支払うものとします。
 - (1) 課金開始日から利用契約の終了日までの日割料金
 - (2) 工事費
 - (3) 事務手数料
6. 対象契約者が初期契約解除制度に基づいて、利用契約を解除した場合は、利用契約に基づいて既に当社に支払った金員から前項の各号の料金を差し引いた金員の返還を当社より受けることができるものとします。

第 14 条（本契約の解除）

1. 契約者又は当社は、その相手方が次の各号のいずれかに該当したときは当該相手方への催告を要せず本契約を解除することができるものとします。
 - (1) 重大な過失又は背信行為があったとき
 - (2) 支払停止又は支払不能があったとき
 - (3) 仮差押、差押、仮処分又は競売の申立があったとき
 - (4) 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立があったとき
 - (5) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき
 - (6) 公租公課の滞納処分を受けたとき
 - (7) 解散又は営業の全部もしくは一部を第三者に譲渡又は分割したとき

- (8) 第 15 条（反社会的勢力の排除）に違反したとき
- (9) その他前各号に準ずるような本契約を継続し難い重大な事由が発生したとき
- 2. 契約者又は当社が、相当の期間を定めてなした催告後も、相手方の債務不履行が是正されない場合は、本契約の全部又は一部を解除することができるものとします。
- 3. 契約者又は当社が前二項のいずれかに該当したときは、期限の利益を喪失し、相手方に対して直ちに一切の債務を履行しなければならないものとします。

第 15 条（反社会的勢力の排除）

- 1. 契約者及び当社は、以下の各号を表明保証するとともに、将来にわたっても各号を遵守することを確約します。
 - (1) 自社が暴力団関係者(暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者をいう)に該当していないこと
 - (2) 暴力団関係者が自社の経営に実質的に関与していないこと
 - (3) 暴力団関係者を利用していないこと
 - (4) 暴力団関係者に資金を供給していないこと
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- 2. 前項違反を理由に本契約が解除された場合、解除された者は、その相手方に対し、相手方の被った損害を賠償するものとします。また、解除された者は、解除により生じる損害について、その相手方に対して一切の請求を行わないものとします。

第 16 条（秘密保持）

- 1. 当社は、本サービスの提供により知り得た契約者の本サービスの利用状況等について、契約者の事前承諾のある場合又は公的機関の照会等法令に基づく要請がある場合を除き、第三者（当社のグループ会社を除く）に開示又は漏洩いたしません。
- 2. 前項の規定は、当社が NTT、請求会社、自動振替口座の金融機関及び収納代行に対して、本サービスを履行するために必要な範囲で契約者に関する情報を提供することを妨げません。

第 17 条（損害賠償）

- 1. 当社が本契約に関連して当社の責めに帰すべき事由により、契約者に損害を与えた場合は、契約者の直接かつ現実に被った通常の損害に限りこれを賠償するものとします。当社はいかなる場合も契約者の被った、間接損害、逸失利益又は特別の事情により生じた損害を賠償する義務を負わないものとします。
- 2. 当社が本契約に関連して賠償する損害額は、当社の故意又は重過失による場合を除き、本サービスの利用料金の 1 ヶ月分を上限とします。

第 18 条（遅延損害金）

契約者が本サービスの利用料金の支払いを遅延したときは、支払期日の翌日から完済

に至るまで、年利 14.6%の割合による遅延損害金を当社に支払うものとします。

第 19 条（準拠法・管轄裁判所）

1. 本契約に定めのない事項及びその解釈に疑義が生じた場合、契約者及び当社はお互いに信義誠実の原則に則り、話し合いによって解決するものとします。
2. 本契約は日本法を準拠法とし、日本法によって解釈されるものとします。
3. 本契約に関する紛争が生じた場合には、その訴額に応じて、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 20 条（個人情報の取り扱い）

契約者は、下記リンクの当社の「個人情報保護方針」及び「個人情報の取扱いについて」に同意します。

<https://www.startia.co.jp/privacy/>

スターティア株式会社 電気通信事業者届出番号：A-29-16266

2019年8月1日制定